

基 準

1 一般基準

- (1) 危険防止及び不法投棄防止のため、事業区域の周囲に塀又は安全柵を設置すること。また、事業区域の出入口は1箇所とし、埋立て等を行わないときは、出入口を閉鎖すること。ただし、農地改良（土の搬入を伴うもので、田畑転換を含む。）の場合及び土地利用上の安全性が確保されていると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 車両の運行経路については、道路管理者と協議するとともに、車両の運行経路が通学路に指定されている場合は、関係機関と協議し、交通安全に必要な措置を講じること。
- (3) 隣地及び道路、水路等の境界杭の保全に万全を期すること。
- (4) 境界杭が不明の場合は、関係者の立会いにより明確にすること。
- (5) 埋蔵文化財包蔵地内の届出については、教育委員会と協議すること。
- (6) 埋立て等を行っているときに埋蔵文化財を発見した場合は、埋立て等を直ちに中止し、教育委員会に連絡し指示を受けること。
- (7) 埋立て等の作業時間は、午前8時から午後7時までとし、日曜日、祝日及び年末年始は埋立て等の作業を行わないこと。
- (8) 埋立て等（一時たい積は除く。）の期間は、6月以内とすること。

2 技術基準

- (1) 埋立て等（一時たい積を除く。）の場合について
 - ア 土砂等の高さは、埋立て等完了時において、隣接する道路の側溝面又は道路面から1メートル以下（農地改良の場合は30センチメートル以下とする。）とし、2以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。
 - イ 法面により施工する場合は法面の角度を30度以内とし、道路等へ土砂等が流出しないよう適切な措置を講じること。ただし、用排水施設のある道路に面している場合は、境界から30センチメートル以上の平場を設けること。
 - ウ 埋立て等の影響により、道路排水に支障が生じないように配慮すること。
 - エ 土地を掘削して施工する場合は、掘削深度は、3メートル以内とすること。
- (2) 一時たい積について
 - ア 一時たい積する土砂等の高さは、隣接する道路の側溝面又は道路面より3メートル以下とし、2以上の道路のある場合は、関係課と協議すること。
 - イ 隣地に影響がないように土砂等の周囲に、道路及び隣接境界から一時たい積した土砂等の高さ以上の幅で安全帯を設ける等の措置を講じること。ただし、安全性が確保された設備が整っていると市長が認めた場合は、この限りでない。
- (3) 共通基準について
 - ア 隣地境界に段差がある場合は、土砂等の流出を防止するため、必要に応じて土留柵等を設置すること。
 - イ 土砂等が乾燥し、飛散するおそれのある場合は、散水等の対策を講じること。
 - ウ その他市長が必要と認める措置を講じること。